

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○薬事法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（医務薬務課）	29
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	29
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	29
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	29
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	30
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	30
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	30
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	31

規 則
薬事法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 平成26年11月21日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第82号 薬事法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 （総合振興局長等事務委任規則の一部改正）
第 1 条 総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。 農政部の項6の事項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。 （覚せい剤取締法施行細則の一部改正）
第 2 条 覚せい剤取締法施行細則（昭和26年北海道規則第181号）の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

の確保等に関する法律施行規則」に改める。
（医療法施行細則の一部改正）

第 3 条 医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。
別記第20号様式別紙その5末尾欄外注意事項5の事項中「薬事法第2条第15項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第17項」に改める。
（北海道病院事業条例施行規則の一部改正）

第 4 条 北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項の表中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則
この規則は、平成26年11月25日から施行する。

告 示
北海道告示第761号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年11月10日、オロロン土地改良区の定款の変更を認可した。 平成26年11月21日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第762号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（西長沼第3地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成26年11月26日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成26年11月21日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第763号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成26年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町湯沸446の1・447（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）	2(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第764号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成26年11月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 様似郡様似町字冬島214の2（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第765号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成26年11月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養 (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁日高教育局告示第20号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年11月21日 北海道教育庁日高教育局長 北 村 善 春 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A重油その1（浦河高校） 50,000リットル (2) A重油その2（静内高校及び静内農業高校） 55,800リットル (3) A重油その3（富川高校） 34,000リットル (4) A重油その4（平取高校） 21,700リットル 2 落札を決定した日 平成26年10月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 株式会社伊藤商会 イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町5番地の28 (2) 1の(2) ア 氏 名 しずない農業協同組合 イ 住 所 日高郡新ひだか町本町4丁目1番6号 (3) 1の(3)及び(4) ア 氏 名 有限会社小谷商店 イ 住 所 沙流郡日高町富川東2丁目1番1号 4 落札金額 (1) 82.4円 (2) 81.5円 (3) 81.2円 (4) 81.7円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年 8 月29日付け北海道教育庁日高教育局告示第18号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第495号
昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成26年11月21日から施行する。
平成26年11月21日
北海道警察本部長 室 城 信 之
別表札幌方面南警察署の項中

藤 野		同 南区藤野2条6丁目5番2号	同 南区藤野1条5丁目から10丁目まで、藤野2条1丁目から13丁目まで、藤野3条及び藤野4条の1丁目から11丁目まで、藤野5条1丁目から10丁目まで、藤野6条4丁目から9丁目まで（5丁目、7丁目及び8丁目欠）、簾舞1条1丁目から5丁目まで（3丁目欠）、簾舞2条1丁目から5丁目まで、簾舞3条1丁目から6丁目まで（4丁目欠）、簾舞4条1丁目から6丁目まで（4丁目及び5丁目欠）、簾舞5条及び簾舞6条の1丁目及び2丁目、藤野、簾舞、白川、豊滝並びに砥石
-----	--	-----------------	--

を

藤 野		同 南区藤野2条6丁目5番2号	同 南区藤野1条5丁目から10丁目まで、藤野2条1丁目から13丁目まで、藤野3条及び藤野4条の1丁目から11丁目まで、藤野5条1丁目から10丁目まで、藤野6条1丁目から9丁目まで（5丁目、7丁目及び8丁目欠）、簾舞1条1丁目から5丁目まで（3丁目欠）、簾舞2条1丁目から5丁目まで
-----	--	-----------------	--

に改め、

				で、簾舞3条1丁目から6丁目まで（4丁目欠）、簾舞4条1丁目から6丁目まで（4丁目及び5丁目欠）、簾舞5条、簾舞6条及び豊滝の1丁目及び2丁目、藤野、簾舞、白川、豊滝並びに砥石
--	--	--	--	--

同表札幌方面千歳警察署の項中

恵 庭			恵庭市有明町5丁目1番7号	恵庭市有明町、美咲野及び駒場町の1丁目から6丁目まで、北柏木町、和光町及び黄金中央の1丁目から5丁目まで、福住町1丁目から3丁目まで、柏陽町1丁目から4丁目まで（2丁目欠）、黄金南1丁目から7丁目まで、黄金北、幸町、住吉町、桜町、大町、白樺町及び文京町の1丁目から4丁目まで、緑町1丁目及び2丁目、相生町、末広町、栄恵町、泉町、京町、漁町、新町、本町、柏木町、恵央町、牧場、戸磯、恵南、島松沢、桜森並びに盤尻
恵 み 野			同 恵み野西1丁目23番6	同 恵み野西1丁目から6丁目まで、恵み野東1丁目から7丁目まで、恵み野南1丁目から4丁目まで、恵み野北1丁目から7丁目まで、中島町1丁目から6丁目まで及び南島松の一部（道道600号島松恵庭線以南）

を

恵 庭			恵庭市有明町5丁目1番7号	恵庭市有明町、美咲野及び駒場町の1丁目から6丁目まで、北柏木町、和光町及び黄金中央の1丁目から5丁目まで、福住町及び柏木町の1丁目から3丁目まで、柏陽町1丁目から4丁目まで（2丁目欠）、黄金南1丁目から7丁目まで、黄金北、幸町、住吉町、桜町、大町、白樺町及び文京町の1丁目から4丁目まで、緑町1丁目及び2丁目、相生町、末広町、栄恵町、泉町、京町、漁町、新町、本町、柏木町、恵央町、牧場、戸磯、恵南、島松沢、桜森並びに盤尻
恵 み 野			同 恵み野西1丁目23番	同 恵み野西1丁目から6丁目まで、恵み野東1丁目から7丁目まで、恵み野南1丁目から4丁目まで、恵み野北1丁目から7丁目まで、恵み野里

に改める。

			6	美1丁目及び2丁目、中島町1丁目から6丁目まで及び南島松の一部（道道600号島松恵庭線以南）
--	--	--	---	--